

我國駕駛人駕駛執照「持照狀態」及駕駛「車種」適法性對照表

114年11月6日修正

汽車駕照持照狀態	機車駕照持照狀態	「左列駕照持照狀態」，對應「下列可駕駛之車種」，及違規應舉發之法條							
		聯結車	大客車	大貨車	小型車	大型重型機車	普通重型機車	普通輕型機車	小型輕型機車
聯結車	大型重型機車	V (若駕照加註「不得駕駛大客車、代用大客貨車、大客貨兩用車」仍舉發第21條第1項第9款)	V	V	V	V _(註1)	V	V	V
	普通重型機車					第22條第2項	V	V	V
	普通輕型機車					第22條第2項	第22條第1項第6款	V	V
	機車吊(註)銷					第21條第1項第4款	第21條第1項第4款	第21條第1項第4款	第21條第1項第4款
	機車吊扣					第21條第1項第5款	第21條第1項第5款	第21條第1項第5款	第21條第1項第5款
	無機車駕照					第22條第2項	第22條第1項第4款	第22條第1項第5款 _(註2)	第22條第1項第5款 _(註2)

汽車駕照持照狀態	機車駕照持照狀態	「左列駕照持照狀態」，對應「下列可駕駛之車種」，及違規應舉發之法條							
		聯結車	大客車	大貨車	小型車	大型重型機車	普通重型機車	普通輕型機車	小型輕型機車
大客車	大型重型機車	V (不得駕駛雙節式大客車，違者舉發第21條第1項第9款)	V	V	V	V _(註1)	V	V	V
	普通重型機車					第22條第2項	V	V	V
	普通輕型機車					第22條第2項	第22條第1項第6款	V	V
	機車吊(註)銷					第21條第1項第4款	第21條第1項第4款	第21條第1項第4款	第21條第1項第4款
	機車吊扣					第21條第1項第5款	第21條第1項第5款	第21條第1項第5款	第21條第1項第5款
	無機車駕照					第22條第2項	第22條第1項第4款	第22條第1項第5款 _(註2)	第22條第1項第5款 _(註2)

汽車駕照持照狀態	機車駕照持照狀態	「左列駕照持照狀態」，對應「下列可駕駛之車種」，及違規應舉發之法條							
		聯結車	大客車	大貨車	小型車	大型重型機車	普通重型機車	普通輕型機車	小型輕型機車
大貨車	大型重型機車	第 21 條 之 1 第 1 項 第 4 款	第 21 條 之 1 第 1 項 第 4 款	V	V	V _(註 1)	V	V	V
	普通重型機車					第 22 條 第 2 項	V	V	V
	普通輕型機車					第 22 條 第 2 項	第 22 條 第 1 項 第 6 款	V	V
	機車吊(註)銷					第 21 條 第 1 項 第 4 款	第 21 條 第 1 項 第 4 款	第 21 條 第 1 項 第 4 款	第 21 條 第 1 項 第 4 款
	機車吊扣					第 21 條 第 1 項 第 5 款	第 21 條 第 1 項 第 5 款	第 21 條 第 1 項 第 5 款	第 21 條 第 1 項 第 5 款
	無機車駕照					第 22 條 第 2 項	第 22 條 第 1 項 第 4 款	第 22 條 第 1 項 第 5 款 _(註 2)	第 22 條 第 1 項 第 5 款 _(註 2)

汽車駕照持照狀態	機車駕照持照狀態	「左列駕照持照狀態」，對應「下列可駕駛之車種」，及違規應舉發之法條							
		聯結車	大客車	大貨車	小型車	大型重型機車	普通重型機車	普通輕型機車	小型輕型機車
小型車	大型重型機車	第 21 條 之 1 第 1 項 第 3 款	第 21 條 之 1 第 1 項 第 3 款	第 21 條 之 1 第 1 項 第 3 款	V	V _(註 1)	V	V	V
	普通重型機車					第 22 條 第 2 項	V	V	V
	普通輕型機車					第 22 條 第 2 項	第 22 條 第 1 項 第 6 款	V	V
	機車吊(註)銷					第 21 條 第 1 項 第 4 款	第 21 條 第 1 項 第 4 款	第 21 條 第 1 項 第 4 款	第 21 條 第 1 項 第 4 款
	機車吊扣					第 21 條 第 1 項 第 5 款	第 21 條 第 1 項 第 5 款	第 21 條 第 1 項 第 5 款	第 21 條 第 1 項 第 5 款
	無機車駕照					第 22 條 第 2 項	第 22 條 第 1 項 第 4 款	第 22 條 第 1 項 第 5 款 _(註 2)	第 22 條 第 1 項 第 5 款 _(註 2)

汽車駕照持照狀態	機車駕照持照狀態	「左列駕照持照狀態」，對應「下列可駕駛之車種」，及違規應舉發之法條							
		聯結車	大客車	大貨車	小型車	大型重型機車	普通重型機車	普通輕型機車	小型輕型機車
汽車 吊(註)銷	大型重型機車	第 21 條 之 1 第 1 項 第 5 款	第 21 條 之 1 第 1 項 第 5 款	第 21 條 之 1 第 1 項 第 4 款	第 21 條 項 第 4 款	V _(註1)	V	V	V
	普通重型機車					第 22 條 第 2 項	V	V	V
	普通輕型機車					第 22 條 第 2 項	第 22 條 第 1 項 第 6 款	V	V
	機車 吊(註)銷					第 21 條 第 1 項 第 4 款			
	機車吊扣					第 21 條 第 1 項 第 5 款			
	無機車駕照					第 21 條 第 1 項 第 4 款			

汽車駕照持照狀態	機車駕照持照狀態	「左列駕照持照狀態」，對應「下列可駕駛之車種」，及違規應舉發之法條							
		聯結車	大客車	大貨車	小型車	大型重型機車	普通重型機車	普通輕型機車	小型輕型機車
汽車吊扣	大型重型機車	第 21 條 之 1 第 1 項 第 7 款	第 21 條 之 1 第 1 項 第 7 款	第 21 條 之 1 第 1 項 第 7 款	第 21 條 項 第 5 款	V _(註1)	V	V	V
	普通重型機車					第 22 條 第 2 項	V	V	V
	普通輕型機車					第 22 條 第 2 項	第 22 條 第 1 項 第 6 款	V	V
	機車 吊(註)銷					第 21 條 第 1 項 第 4 款			
	機車吊扣					第 21 條 第 1 項 第 5 款			
	無機車駕照					第 21 條 第 1 項 第 5 款			

汽車駕照持照狀態	機車駕照持照狀態	「左列駕照持照狀態」，對應「下列可駕駛之車種」，及違規應舉發之法條							
		聯結車	大客車	大貨車	小型車	大型重型機車	普通重型機車	普通輕型機車	小型輕型機車
無汽車駕照	大型重型機車	第 21 條 之 1 第 1 項 第 2 款	第 21 條 之 1 第 1 項 第 2 款	第 21 條 之 1 第 1 項 第 2 款	第 21 條 第 1 項 第 2 款	V _(註1)	V	V	V
	普通重型機車					第 22 條 第 2 項	V	V	V
	普通輕型機車					第 22 條 第 2 項	第 22 條 第 1 項 第 6 款	V	V
	機車吊(註)銷	第 21 條 之 1 第 1 項 第 5 款	第 21 條 之 1 第 1 項 第 5 款	第 21 條 之 1 第 1 項 第 5 款	第 21 條 第 1 項 第 4 款				
	機車吊扣	第 21 條 之 1 第 1 項 第 7 款	第 21 條 之 1 第 1 項 第 7 款	第 21 條 之 1 第 1 項 第 7 款	第 21 條 第 1 項 第 5 款				
	無機車駕照	第 21 條 之 1 第 1 項 第 1 款	第 21 條 之 1 第 1 項 第 1 款	第 21 條 之 1 第 1 項 第 1 款	第 21 條 第 1 項 第 1 款				

註 1：依道路交通安全規則第 61 條之 1 第 1 項第 4 款規定，領有限制駕駛未滿汽缸總排氣量 550 立方公分之大型重型機車駕駛執照者，不得駕駛汽缸總排氣量 550 立方公分以上或電動機車之馬達及控制器最大輸出馬力 54 馬力（HP）以上之大型重型機車。違者以道路交通管理處罰條例第 21 條第 1 項第 9 款處罰。

註 2：112 年 4 月 14 日修正之條文施行(112 年 6 月 30 日)前已取得該汽車駕駛執照者，不在此限。